

# パテント・インテグレーション株式会社と Patentfield 株式会社の特許訴訟に関する調査レポート

作成者: Manus AI 作成日: 2026 年 4 月 24 日

## 1. 訴訟の概要と終了の経緯

パテント・インテグレーション株式会社（以下、PI 社）と Patentfield 株式会社（以下、PF 社）の間で争われていた、生成 AI を用いた特許情報サービスに関する特許権侵害訴訟は、2026 年 4 月 17 日に「民事調停法 17 条に基づく調停に代わる決定」が確定したことにより、すべての事件が終了しました [1] [2]。

本訴訟は、PI 社が提供する特許読解支援 AI アシスタント「サマリア」に用いられている生成 AI 関連特許を、PF 社が提供する「AI 特許総合検索・分析プラットフォーム Patentfield」およびそのオプション機能「Patentfield AIR」が侵害しているとして、PI 社が PF 社に対して侵害行為の差止および損害賠償を求めて提起したものです [3] [4]。

### 1.1 訴訟の時系列

本訴訟は、PI 社によって複数回に分けて段階的に提起されました。

提訴日	訴訟の段階	対象特許・請求項数	対象製品・機能
2024 年 10 月 25 日	第 1 次訴訟	1 件の特許権（請求項数 4）	Patentfield AIR の一部機能
2024 年 11 月 27 日	第 2 次訴訟	1 件の特許権（請求項数 2）	Patentfield AIR の一部機能
2024 年 12 月 24 日	第 3 次訴訟	別の特許権（請求項数 6）	Patentfield AIR および Patentfield 本体

PI社は最終的に、4件の特許権（独立請求項10個、合計請求項数65個）に基づき、合計6件の特許権侵害訴訟（差止請求事件3件、損害賠償請求事件3件）を東京地方裁判所に係属させていました [5] [6]。

## 1.2 訴訟終了の法的形態：「調停に代わる決定」

本訴訟は判決による決着ではなく、「民事調停法17条に基づく調停に代わる決定（17条決定）」によって終了しました。

民事調停法17条決定とは、調停委員会による調停が成立する見込みがない場合において、裁判所が職権で事件の解決のために必要な決定を行う制度です [7]。この決定に対して当事者から2週間以内に異議申し立てがなされなかった場合、裁判上の和解と同一の効力（強制執行力など）を持ちます [8]。

今回のケースでは、令和6年（ワ）第70565号事件および第70566号事件においてこの決定が確定し、それに基づき残りの4事件が取り下げられたことで、全面的な紛争解決に至りました [1] [2]。具体的な和解条件やライセンス契約の有無などの詳細な内容は非公開となっていますが、両社が裁判所の提示した解決案を受け入れたことを意味します。

## 2. 技術的争点と対象特許

本訴訟の核心は、特許実務（特許調査、分類、明細書読解など）において生成AI（大規模言語モデル）をどのように活用するかという、知財DXの最先端技術に関するものでした。

### 2.1 PI社の主張と保有特許

PI社は、代表取締役であり弁理士・AIエンジニアでもある大瀬佳之氏が自ら発明・権利化した以下の生成AI関連特許を保有しており、PF社の製品がこれらを侵害していると主張しました [9] [10]。

- **特許第 7579555 号:** 生成 AI を用いて特許文書に分類（タグ付け）を付与し、その根拠を出力させる技術。また、製品仕様や発明との関連度とその根拠を出力させる技術。
- **特許第 7578348 号:** 特許文書の要約、請求の範囲、図面などの一部を指定して、生成 AI に処理を実行させる技術。
- **特許第 7542812 号:** 特許タスクごとの指示とユーザーからの入力指示を組み合わせ、プロンプト作成の負担を低減する技術。
- **特許第 7539094 号:** 特許文書の用語解説や、特定の観点に着目した高品質な要約を作成する技術（RAG の活用）。
- **特許第 7493195 号:** 生成 AI を用いて、特許分類や評価タスクのための教師データを生成する技術。

PI 社は、PF 社の「Patentfield AIR」に実装されている「関連性評価機能」「技術構成比較機能」「分類評価機能」「プリセット機能」「テンプレート機能」「ユーザー指示機能」「項目別指示機能」のほぼすべての機能が、これらの特許を侵害していると主張しました [6]。

## 2.2 PF 社の見解と反論

一方、PF 社は訴訟係属中、PI 社の主張に対して以下のような見解を示していました [4]。

- 侵害が主張されているのは、あくまでオプション機能である「Patentfield AIR」の一部機能のみである。
- 基幹システムである「Patentfield」本体（機械学習型 AI による特許検索、可視化、AI セマンティック検索、AI 分類予測）は訴訟の対象外である（※ただし、PI 社の第 3 次訴訟では本体も対象に含まれたとされています）。
- 技術的・法的観点、および特許の有効性の観点から適切に対応する。

また、PI 社の発表によれば、PF 社は 2023 年 9 月に「Patentfield AIR」に関する特許（特許第 7421740 号）を出願・取得していましたが、PI 社がこれに対して異議申し立てを行った結果、特許庁から「サマリア」を従来技術とする進歩性違反などの取消理由が通知されていたという事実もありました [6]。このように、両社間で特許の有効性を巡る攻防も行われていました。

## 3. 両社の事業背景と業界への影響

### 3.1 パテント・インテグレーション株式会社（PI社）

PI社は、弁理士の大瀬佳之氏が創業した知財スタートアップです。同社が提供する「サマリア」は、特許文書の読解支援 AI アシスタントとして、生成 AI を活用した要約作成、用語解説、拒絶理由通知の対応支援（クレームチャート作成など）機能を提供し、多くの特許事務所や企業の知財部門で導入されています [11]。大瀬氏は「エンジニア弁理士」として、自ら AI システムを開発し、知財実務の DX を推進しています。

### 3.2 Patentfield 株式会社（PF社）

PF社は、京都大学との共同研究などを背景に持つ知財テック企業です。村上直也氏が率いる同社は、8000 万件以上の特許データを収録した「AI 特許総合検索・分析プラットフォーム Patentfield」を提供しています [12]。従来のキーワード検索に加え、AI セマンティック検索や AI 分類予測などの機械学習技術を強みとしており、近年は生成 AI を組み込んだオプション「Patentfield AIR」を展開していました。

### 3.3 知財業界への影響と今後の展望

本訴訟は、日本の知財業界において「生成 AI を活用したリーガルテック・知財テック」の特許性が真正面から争われた象徴的な事件として注目を集めました [13]。

生成 AI を既存の業務フローに組み込む際、どのようなプロンプト処理や UI/UX の工夫が「特許性のある発明」として保護されるのか、その境界線が問われました。結果として裁判所の判決による明確な司法判断（判例）は示されませんでした。調停に代わる決定で早期決着したことは、業界全体にとって以下の意味を持ちます。

- 1 **サービスの安定継続:** 両社のサービスを利用している多くのユーザー（企業知財部や特許事務所）にとって、サービス停止のリスクが回避され、安心して生成 AI ツールを利用できる環境が維持されました。

- 2 **知財 DX の推進:** 訴訟の長期化による開発リソースの浪費が避けられ、両社が再び技術開発とサービス向上に注力できることとなります。
- 3 **特許網の重要性の再認識:** PI社が自社サービスのリリースと並行して緻密な特許網を構築していたことが、今回の紛争解決において強力な交渉材料となったことは間違いありません。他の知財テック企業にとっても、自社技術の特許保護の重要性を示す事例となりました。

PI社は訴訟終了のリリースにおいて、「他の特許情報サービス提供企業におかれましては、PF社が提供するプログラムと同等機能を有するプログラムを提供した場合において、当社特許権の行使を免れるものではない」と牽制しており [1]、今後も自社の知的財産権を強力に保護していく姿勢を明確にしています。

## 参考文献

- [1] パテント・インテグレーション株式会社. "Patentfield 株式会社と当社との間の特許権侵害訴訟の終了のお知らせ". ニュースリリース. 2026年4月17日. <https://patent-i.com/ja/news/88/> [2] Patentfield 株式会社. "パテント・インテグレーション株式会社と当社との間の特許権侵害訴訟の終了のお知らせ". PR TIMES. 2026年4月17日. <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000062.000025380.html> [3] パテント・インテグレーション株式会社. "Patentfield 株式会社に対する生成 AI に関する特許権侵害訴訟の提起について". PR TIMES. 2024年10月29日. <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000008.000086119.html> [4] Patentfield 株式会社. "生成 AI に関する特許権侵害訴訟における当社見解について". ニュースリリース. 2025年2月5日. <https://patentfield.com/news/278> [5] パテント・インテグレーション株式会社. "生成 AI に関する特許権侵害訴訟の追訴提起について (2)". ニュースリリース. 2024年11月28日. <https://patent-i.com/ja/news/85/> [6] パテント・インテグレーション株式会社. "生成 AI に関する特許権侵害訴訟の追訴提起について (3)". ニュースリリース. 2024年12月25日. <https://patent-i.com/ja/news/86/> [7] 法テラス. "調停に代わる決定 (17条決定) とは何ですか.". <https://www.houterasu.or.jp/site/faq/saiban-chotei-006.html> [8] 弁護士法人みずほ中央法律事務所. "判決と和解の中間的手続 (裁定和解・17条決定・調停に代わる審判)". <https://www.mc-law.jp/kigyohomu/4610/> [9] パテント・インテグレーション株式会社. "会社概要". <https://patent-i.com/ja/vision/> [10] IP BASE. ""エンジニア弁理士"が自ら開発。スタートアップを助ける特許検索・分析サービス". <https://ipbase.go.jp/learn/ceo/page40.php> [11] パテント・インテグレーション

ヨン株式会社. "サマリア". <https://patent-i.com/summaria/> [12] Patentfield 株式会社. "会社概要". <https://patentfield.com/service> [13] よろず知財戦略コンサルティング. "知財分野での生成 AI 活用で訴訟勃発". 2024 年 10 月 31 日.  
<https://yoroziupsc.com/blog/ai8763858>